令和5年第9回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和5年9月1日(金) 午前9時30分から午前10時40分まで

2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4

3 出席者 教育長 北川昌宏

教育長職務代理者 小 出 正 文

教育委員 後藤明美

教育委員 鈴木森晶

教育委員 中田めぐみ

欠席者 なし

説明のため出席した職員

事務局長 安藤憲司

教育参事 小 出 泰 司

学校教育課長 菊 地 智 行

生涯学習課長 栗山直樹

教育専門員 小坂井美衣

書 記 学校教育グループ 川原美香

- 4 傍聴者 なし
- 5 議 題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

(1) 議案第25号 教育に関する事務の管理及び執行の状

況の点検及び評価の結果報告書(令和4

年度分) について

(2) 議案第26号 豊山町社会教育センターの設置及び管

理に関する条例の一部改正について

(3) 議案第27号 豊山町スポーツ施設の設置及び管理に

関する条例の一部改正について

(4) 議案第28号 令和5年度教育費補正予算要求につい

7

(5) 報告第1号 令和4年度一般会計決算(教育委員会関係分)について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告(午前9時30分)

教 育 長 : ただいまから、令和5年第9回豊山町教育委員会定例会を開会しま す。

【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和5年8月 4日に開催いたしました令和5年第8回豊山町教育委員会定例会の 会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

教 育 長 : 第8回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますの で、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 去る8月28日、小学生が議員となる「子ども議会」が議会事務局により開催されました。昨年度、町制50周年記念事業の一環として開催された際には、小学生から豊山町の未来に向けた質問が多く見られました。本年度は、打って変わって自分たちの身近な課題の質問が中心となり、私もたくさんの答弁をすることとなりました。

質問事項は、小学校の部活動の廃止をはじめ、スカイプールの廃止、 学校のトイレ改修、体育館のエアコン、給食の量と味付け、放課後の 遊び場など、子どもさんにとっては、日常生活に深く関わる重要な課 題ばかりでありました。教育委員会では、子どもさんと対面でお話を 聞き、説明できる好機ととらえ、できる限り丁寧に答弁をさせていた だきました。来年度予算などに参考となるものもあり、今後、事務局 内で検討を深めようと考えています。

子どもさんたちが議会の仕組みを勉強し、町の課題を考え、ひいては民主主義の大切さを学んでいただく良い機会になったと思います。

事務局長: この間の事業報告をいたします。

8月5日に、豊山中学校吹奏楽部が県大会に出場しました。結果は 銀賞でした。

8月7日に、豊山中学校野球部が東海大会に出場しました。結果は 2対5でした。

8月10日に、豊山中学校野球部が町長を表敬訪問し、東海大会と 県大会の結果を報告しました。

8月23日に、第2回豊山町教育事務執行等外部評価委員会を開催 しました。後程、議案第25号でご説明します。

8月24日から25日まで、1泊2日で豊山中学校1年生がスポー ツ体験学習で長野県阿智村に行きました。

8月30日に、臨時校長会議を開催しました。

【日程第3 付議案件】

教育長: それでは、付議案件に入ります。

> 「議案第25号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及 び評価の結果報告書(令和4年度分)について」、事務局から説明を お願いします。

教育専門員: ---説明---

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

(質疑なし)

教 育 長 : ご意見等ないようですので、ただいまの議案について、原案のとお

り可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 : 議案第25号は原案どおり可決されました。

> 続いて「議案第26号 豊山町社会教育センターの設置及び管理に 関する条例の一部改正について」及び「議案第27号 豊山町スポー ツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は関連があ りますので、一括して事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長: —説明—

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。 教育長:

> 社会教育センターのアリーナの使用料を、1時間あたり729円か ら1,200円に変更するのは、近隣自治体の類似施設と比較して算

出したということですか。

生涯学習課長: アリーナの使用料を行政改革大綱の考え方に基づき算出すると、も

う少し高くなりますが、近隣自治体の状況を勘案し、1時間あたり1,

200円としました。

教 育 長 : 伊勢山スポーツ広場やゲートボール場、ピアノや陶芸窯の使用料

は、これまで無料でしたが、新たに使用料を課すということですか。

生涯学習課長: 伊勢山スポーツ広場とゲートボール場は、豊山グランドと同様の位

置づけで、豊山グランドと同じ使用料単価で算出しました。ピアノや

陶芸窯も毎年修繕料がかかっているため、見直しました。

教 育 長 : 9月議会に条例案を上程。来年の4月1日から施行し、10月利用

分から適用するということですね。

生涯学習課長: はい。

教 育 長 : この改正により、いくらくらい収入が増えますか。

生涯学習課長: 年間200万円くらい増額する見込みです。

鈴木委員: 今まで無料だったものが有料になるところは、きちんと周知してほ

しいと思います。

生涯学習課長: よく利用している団体には、直接出向いて、丁寧に説明しました。

小 出 委 員 : 料金が改訂されるということでしたが、アリーナやピアノ等の利用

率は、近隣と比較してどうでしょうか。

生涯学習課長: アリーナは、利用率が80パーセント程です。近隣と比較したこと

はありませんが、高い印象です。ピアノの利用率はあまり高くありません。陶芸窯の利用率は、陶芸窯を持っている自治体が少なく、比較

できませんでした。

小 出 委 員 : 今回の改正によって、利用率にはあまり影響は無いということでし

ようか。

生涯学習課長: 陶芸窯については、利用されている方のほとんどが陶芸クラブに所

属している方です。団体には丁寧に説明し、利用率が下がることは無

いと考えています。

教 育 長 : ご意見等ないようですので、ただいまの議案の承認に移ります。

「議案第26号 豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」及び「議案第27号 豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、原案のとおり

可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 : 議案第26号及び第27号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第28号 令和5年度教育費補正予算要求について」、

事務局の説明を求めます。

事務局長: 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

小 出 委 員 : 小学校費と中学校費を比較すると、中学校費が約2倍になっていま

す。理由は何ですか。

学校教育課長: 元々、中学校の方が校舎の規模が小学校よりも大きいため、小学校

単体と比較して、光熱水費の額が大きくなっています。

小 出 委 員 : 実際に毎月発生している費用は、倍違いますか。

学校教育課長: 倍違うことはありません。

教 育 長 : 学校給食費で賄材料費の補正予算を組んでいますが、これは物価上

昇分を町が負担し、給食費の見直しをしない、という理解で良いです

か。

学校教育課長: 学校給食法に基づき、運営に係る光熱水費や施設管理の費用等は、

設置者である町が負担し、賄材料費は、基本的に保護者が負担するも

のとなっています。

今回増加した賄材料費に対する不足分は、町の一般財源から補填

し、保護者の方の負担は求めません。

教 育 長 : 本来は保護者が負担すべき食材費を、半年間は町が負担するという

ことですね。

学校教育課長: 現在、小学校は1食あたり240円、中学校は1食あたり275円

で提供しています。食材が高騰している中で、栄養のバランスや、定められたエネルギー量を確保するためにも、来年度以降、保護者の方

に負担していただく必要が出てくるかもしれません。

教 育 長 : ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょう

か。

(異議なしの声)

教 育 長 : 議案第28号は原案どおり可決されました。

続いて「報告第1号 令和4年度一般会計決算(教育委員会関係分)

について」、事務局の説明を求めます。

事務局長: 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

小 出 委 員 : 教育費という費目には、教育委員会が管轄している事業全てが入っ

ているということでしょうか。

事務局長: そうです。

小 出 委 員 : 全ての項目で、予算に対して90%くらい支出できています。当初

に計画していた事業は、実施できたということでよかったでしょう

か。

事務局長: 執行できなかった事業はございません。

学校教育課長: 入札の結果、当初の見込みよりも支出額が下がったり、会議の開催

回数や欠席者等の関係で、満額の支出になっていないところはありま

すが、事業は滞りなく実施できました。

鈴木委員: 社会教育費について。主たる事業に記載されている事業の額が、社

会教育費全体の額と比較して少ないように感じます。事業の数が多く、1つ1つの単価が低いためでしょうか。

事務局長: 社会教育費は、人件費が占める割合が大きいために、このようにな

っています。

鈴木委員: 他の項目も、人件費が含まれているものがありますか。 事務局長: 教育総務費の中には、職員の人件費が含まれています。

教 育 長 : その他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わりま

す。

【日程第4 その他】

教育長: 次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他で報告事項等はありますか。

生涯学習課長: 一報告事項一 町民体育大会について

学校教育課長: 一報告事項一 中学校体育大会について

一連絡事項一 事務連絡(次回定例会の日程)

教 育 長 : ここで、今月末をもちまして教育委員の任期を満了されます中田め

ぐみ委員より、一言ご挨拶をいただきます。中田委員よろしくお願い

いたします。

中田委員: 一あいさつ-

教 育 長 : ありがとうございました。令和元年の10月に就任され、翌年の3

月に学校が一斉に臨時休校になりました。この間、教育委員の活動に

も様々な制約があり、大変ご迷惑をお掛けしたと思います。

中田委員には、保護者の立場から、学校給食や中学校の在り方、制服の課題等、忌憚のない前向きなご意見をいただき、大変感謝しております。これからも、町の教育行政のためにお力添えをいただければ

と思いますので、よろしくお願いします。

その他に、教育委員の皆様からご意見、ご発言はありますか。

小 出 委 員 : 本日、事務局長から事業報告の説明がありましたが、阿智村でのス

ポーツ体験学習は、スキー合宿に代えて行ったものでしょうか。

事務局長: 昨年度からスキーに代えてトレッキング研修をやっており、今年で

2年目になります。

教 育 長 : 高校入試日程が前倒しになったことを契機に見直しました。昨年か

ら、夏休みの後半に1泊2日で行っています。体力を鍛え、集団活動

をすることで、不登校対策に効果があればと考えています。

閉会の宣告(午前10時40分)

教 育 長 : これをもちまして、令和5年第9回豊山町教育委員会定例会を閉会

します。

令和5年第9回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時:令和5年9月1日(金)

午前9時30分

場 所: 豊山町役場3階 会議室3・4

- 1 開会の宣告
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 付議案件
- (1) 議案第25号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果 報告書(令和4年度分)について
- (2) 議案第26号 豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改 正について
- (3) 議案第27号 豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第28号 令和5年度教育費補正予算要求について
- (5) 報告第1号 令和4年度一般会計決算(教育委員会関係分)について
- 5 その他
- 6 閉会の宣告

議案第25号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書(令和 4年度分)について

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書(令和4年度分)を 別紙のとおり策定することについて、議決を求める。

令和5年9月1日提出

豊山町教育委員会教育長 北 川 昌 宏

提出理由

この案を提出するのは、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書(令和4年度分)の策定に関して、教育委員会の決定を得るため必要があるからである。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の 結果報告書(令和4年度分)について(概要)

1 経緯

平成 19 年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という)が改正され、平成 20 年4月から、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び 評価(以下「点検・評価」という)を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出し公表しなければならないとされた。また、点検・評価を行う際には、教育に関して学識経験を有する者の知見を活用することが求められている。

2 令和5年度 豊山町教育事務執行等外部評価委員

堀田 裕子	摂南大学 現代社会学部 教授
平手ゆり子	愛知県教育公務員弘済会 参事

3 外部評価委員会開催日時 場所はともに豊山町役場3階 会議室3・4

第1回	令和5年7月31日(月)	午後2時~午後4時
第2回	令和5年8月23日(水)	午後2時~午後2時45分

4 評価基準及び全体の評価

	基準	評価(全27項目)	評価 (全27項目)
	左 <u></u>	令和4年度	令和3年度
S	良い。現在の水準を維持し継続する。	9	7
Α	概ね良い。内容を更に充実して継続する。	1 7	18
В	良いが、見直しをし、改善して継続する。	1	2
С	評価が低い。抜本的に見直しをするか、廃止をする。	0	0

5 報告書の構成

第1部 点検・評価制度の概要

1 経緯 2 点検・評価の対象 3 点検・評価の方法

第2部 教育委員会の活動状況の点検・評価

1 教育委員会会議の開催と審議状況 2 教育委員の活動状況

第3部 主要施策と事業の自己点検・自己評価

柱1 子どもの意欲を引き出し、夢と志を応援する学校教育

柱2 つながれた学校・家庭・地域

柱3 学びを支える教育環境

柱4 生活を豊かにする芸術・文化・スポーツ

第4部 学識経験者による評価

6 評価

内 容	評価	学識経験者の評価 (抜粋)
1 教育委員会会議の開催と審議状況	A	堀田委員:広範囲にわたる事案について長すぎない時間をかけて審議されていることが確認でき、定例会および会議は適切におこなわれている。
2 教育委員の活動状況	A	平手委員:感染拡大予防のため参加を控えた行事もあったが、他地区との会議や研修会に積極的に参加して知見を広めるとともに、教育現場の実情をよく把握している。

	1	情報教育の推進	S		1 堀田委員:北海道せたな町北檜山小学校と					
	2		Α		のオンライン交流は、情報ツールの持つ本来の					
	3	 道徳教育の推進	Α	Α	可能性を活かす、理想的な活用例である。物理 的に離れた場所にいる人びとと交流するとい					
	4	 教員の資質向上	A		う情報ツールの使い方を改めて体験してもら うことで、今後、子どもたちが自身の情報ツー					
柱	5	少人数指導、TTの推進	A		ルの使い方を振り返るきっかけになると考え					
1	6	 特別支援教育の推進	S		られる。 7 平手委員:スクールソーシャルワーカー					
	7	教育相談・生徒指導体制の充実	S		が、保護者と児童に信頼され、学校や行政、関 係機関とうまく連携している姿を実際に見聞					
	8	健やかな児童生徒の育成	Α	S	きした。スクールカウンセラーも効果を上げて					
	9	学校体育・スポーツ活動の推進	Α		いると聞く。悩みを抱える児童生徒が心を開き、安心して暮らせるよう、今後も町を挙げて					
	10	就学援助の充実	Α		の支援を継続・強化していただきたい。					
	11	家庭の教育力向上への支援	A		12 堀田委員:総合型スポーツ・文化クラブ					
	12	地域の教育力向上への支援		S	くわくくらぶ)は、親子で楽しめる教室も多く ある。小学校の部活動に代わる活動場所として					
柱	13	子どもの豊かな心を育む活動支援	S	S	期待でき、三菱重工バスケットボールチームと 豊山ウインドオーケストラの協力を得られた 点を高く評価する。 13 平手委員:スポーツ少年団の活動は、野					
2	14	地域に開かれた学校経営の推進	Α							
	15	特色ある学校教育の推進		Α	球・サッカーともに地域に愛されているスポー					
	16	地域人材を生かしたキャリア教育	В		ツであると実感した。今後も活動費の助成を組 続していただきたい。					
	17	学校給食・食育の充実			18 平手委員:豊山小学校のトイレの改修が呼					
	18	学習環境の整備拡充	S	S	い、誠に嬉しい。世間では、男子トイレの個室					
柱	19	教員の働き方改革の推進	S		を増やしてほしいとの要望も出始めたと聞く。 今後他校でも改修が進められるが、参考にされ					
3	20	学ぶ機会の充実	A		たい。 20 堀田委員:健康や趣味の講座に人が集まり					
	21	社会教育施設の整備・充実	Α	A	やすいが、社会的に意義がある講座は可能な限					
	22	読書活動の推進	A		り継続することを検討いただきたい。					
	23	芸術・文化活動の推進	S	S	23 堀田委員:「豊山音楽の日」イベントは盛					
	24	文化財・郷土資料の保存・活用	S	S	大に行われたが、令和5年度以降の推進をより 促す"起爆剤"とするような工夫をぜひしてい					
柱 4	25	スポーツに関わる機会の創出	А		ただきたい。 24 平手委員:町指定文化財の「楠」が危ない					
	26	スポーツによる町のにぎわいづくり	Α	Α	と知り、非常に残念に思う。有形無形を問わず、 豊山町の歴史となる物事については、写真や動					
	27	スポーツ施設・環境整備の推進	Α		画をデジタル資料として残し、適切に管理保管 されたい。					

7 報告書の取扱い

地教行法に基づき、議会に提出するとともに、公表するため町ホームページに掲載する。

議案第26号

豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和63年豊山町条例第4号)を 別添のとおり一部改正することについて、議会に提案することを町長に依頼するため議決を 求める。

令和5年9月1日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、社会教育センターの使用料等を改正するため必要があるからである。

豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和63年豊山町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1号中「附属設備(」の次に「選手審判控室兼学習室(学習室として利用する場合に限る。)、」を加える。

別表「1 施設使用料」の表中

アスポー	全面	2,	5 4 0	3,	460	2,	5 4 0	8,	7 5 0		480
リツ利用	半面	1,	270	1,	730	1,	270	4,	3 7 0		2 4 0
ースポー	ツ以	7,	6 3 0	10,	380	7,	6 3 0	26,	270	1,	4 2 0
ナ外の利用	刊										

」を

ア	スポー	全面	3,	600	4,	800	3,	600	14,	400		600
リ	ツ利用	半面	1,	800	2,	400	1,	800	7,	200		300
_	スポー	・ツ以	10,	800	14,	400	10,	800	43,	200	1,	800
ナ	外の利用	用										

に、「選手審判控室」を「選手審判控室兼学習室」に、「体育館・公民館」を「公民館」に改める。

別表「2 アリーナ・ホール舞台照明設備使用料」の表の次に「3 備品使用料」の表として次のように加える。

3 備品使用料

物品名	単位	使用料(1回当たり)(円)
ピアノ	1台	1, 500
陶芸窯	1台	1, 000

別表備考第4項中「選手審判控室、」及び「、研修室1・2、視聴覚室」を削り、「実習室1に」の次に「おいて利用日当日に専用利用がない場合に」を加える。

別表備考に次の2項を加える。

- 8 選手審判控室兼学習室の学習室としての利用は、選手審判控室としての専用利用がないときに限るものとする。その場合の使用料は無料とする。
- 9 ピアノ使用料は、午前、午後又は夜間を各1回とし、全日3回とする。陶芸窯使用料は

焼成開始から終了までを1回とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、同年4月1日から施行する。
 - (1) 第4条の2の改正規定
 - (2) 別表「1 施設使用料」の表の改正規定(アリーナの使用料に係る部分を除く。)
 - (3) 別表備考第4項の改正規定及び同表備考に2項を加える改正規定中第8項に関する部分

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例の規定 (別表「1 施設使用料」の表(アリーナの使用料に係る部分に限る。)及び同表「3 備 品使用料」の表の改正規定並びに同表備考に2項を加える改正規定中第9項に関する部分 に限る。)は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日以後の使 用料のうち、令和6年4月1日前に行う利用の許可に係るものについては、なお、従前の 例による。 新

(指定管理者の業務)

- 第4条の2 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 第3条に定めるセンターの施設及び附属設備(<u>選手審判</u> <u>控室兼学習室(学習室として利用する場合に限る。)、</u>図書 室、幼児遊戯室、資料室及び豊山町財産管理規則(昭和5 3年豊山町規則第10号)第8条の規定に基づき許可され た区画等を除く。以下「センター施設等」という。)の利用 の許可等に関する業務
 - $(2) \sim (4)$ 略

別表(第7条関係)

1 施設使用料

			7	钊	用区分					単	位及	び使月	月米	4の額	(P])					
							午	前		午	後		夜	間		全	日		延長	:加;	算
							9:0	0 0~	1	3:0	0 0 ~	1 8	: (00~	9	: 0	0 ~	\sim	額3	0 :	分
							1 2	: 0 0	1 '	7:	0 0	2 1	:	0 0	2	1:	0 ()	につ	き	
Ī	事	本	1	ア	スポー	全面	3,	600	-	4,	800	-	3,	600	_1	4,	4 (0 (6 0	0
J	1	育	階	IJ	ツ利用	半面	1,	800	-	2,	400	-	1,	800		7,	2 (0 (3 0	0
1	削	绾		J	スポー	ツ以	10,	800	_1	4,	4 0 0	1	0,	800	4	3,	2 (0 (1,	8 0	0
J	Ħ			ナ	外の利	<u>用</u>															
				選	手審判	控室		3 0 0			4 0 0			3 0 0		1,	2 2	2 0		6	О
				兼	学習室																
	2	公	1	実	習室 2			7 1 0			9 1 0			7 1 0		2,	4 4	10		1 3	О
	ŀ	旲	階	図	書室		無料														
	Í	館		幼	児遊戯	室	無料														
			2	ホ	舞台を	利用	2,	1 3 0		2,	8 5 0		2,	1 3 0		7,	3 3	3 0		4 0	0
			階	_	する場	合															
				ル	舞台を	利用	1,	4 2 0		1,	930		1,	4 2 0		4,	8 8	3 0		2 6	О
					しない	場合															
				ホ	1			3 0 0			4 0 0			3 0 0		1,	2 2	2 0		6	О

旧

(指定管理者の業務)

- 第4条の2 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 第3条に定めるセンターの施設及び附属設備(図書室、幼児遊戯室、資料室及び豊山町財産管理規則(昭和53年豊山町規則第10号)第8条の規定に基づき許可された区画等を除く。以下「センター施設等」という。)の利用の許可等に関する業務

 $(2) \sim (4)$ 略

別表(第7条関係)

1 施設使用料

		ź	則	用区分			単	位及び	使	用料	の額	(円)		
					午前	訂	午	午後			間	刍	2月	延長加算
					9:0	$0 \sim$	1 3:	$0~0\sim$	1	8:	00~	9:	00~	額30分
					12:	0 0	1 7 :	0.0	2	1:	0 0	2 1	: 0 0	につき
専	体	1	ア	スポー <u>全面</u>	2, 5	5 4 0	3	, 460		2,	5 4 0	<u>8</u> ,	7 5 0	480
用	育	階	IJ	ツ利用半面	1, 2	270	1	, 730		1,	270	<u>4</u> ,	3 7 0	240
利	館		J	スポーツ以	7, 6	3 0	10	, 380		7,	6 3 0	26,	270	1, 420
用			ナ	外の利用										
			選	手審判控室	3	3 0 0		4 0 0			3 0 0	1,	2 2 0	6 0
	〉	1	実	習室 2	7	7 1 0		9 1 0			7 1 0	2,	4 4 0	1 3 0
	民	階	义	書室	無料									
	館		幼	児遊戯室	無料									
		2	ホ	舞台を利用	2, 1	3 0	2	, 850		2,	1 3 0	7,	3 3 0	4 0 0
		階	_	する場合										
			ル	舞台を利用	1, 4	120	1	, 930		1,	4 2 0	4,	880	260
				しない場合										
			ホ	1	3	3 0 0		4 0 0			3 0 0	1,	2 2 0	6 0

豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

				<u> </u>	-A-Wh	/ //	
				新			
		-2	3 0 0	4 0 0	3 0 0	1, 220	6 0
		ル3	3 0 0	4 0 0	3 0 0	1, 220	6 0
		控					
		室					
		研 1	7 1 0	9 1 0	7 1 0	2, 440	1 3 0
		修 2	7 1 0	9 1 0	7 1 0	2, 440	1 3 0
		室					
		資料室	無料				
	3	視聴覚室	1, 420	1, 930	1, 420	4, 880	260
		実習室 1	1, 010	1, 420	1, 010	3, 660	200
		料理教室	1, 420	1, 930	1, 420	4, 880	260
		和室	1, 010	1, 420	1, 010	3, 660	200
		茶室	3 0 0	4 0 0	3 0 0	1, 220	6 0
個	<i>/</i> \	一般	100	1 0 0	1 0 0		
人	<u>公民</u> 館	小学生	無料	無料	無料		
利	公給	中学生					
用	日日	高校生					

2 アリーナ・ホール舞台照明設備使用料

利用区	分	使用料(30分当たり)(円)
アリーナ	全面		6 2 0
	半面		3 1 0
ホール舞台			4 3 0

3 備品使用料

<u>物品名</u>	<u>単位</u>	使用料(1回当たり)(円)
ピアノ	1台	1, 500
陶芸窯	1台	1,000

				旧		
		-2	3 0 0	4 0 0	3 0 0	1, 220 60
		ル3	3 0 0	4 0 0	3 0 0	1, 220 60
		控				
		室				
		研 1	7 1 0	9 1 0	7 1 0	
		修 2	7 1 0	9 1 0	7 1 0	2, 440 130
		室				
		資料室	無料			
		視聴覚室	1, 420	1, 930	1, 420	4, 880 260
	階	実習室 1	1, 010	· ·	1, 010	3, 660 200
		料理教室	1, 420		1, 420	4, 880 260
		和室	1, 010	1, 420	1, 010	3, 660 200
		茶室	3 0 0	4 0 0	3 0 0	1, 220 60
個		一般	1 0 0	1 0 0	1 0 0	
人	<u>育</u>	小学生	無料	無料	無料	
利	館	中学生				
用	<u>·</u>	高校生				
	<u>公</u>					
	<u>公</u> 民 <u>館</u>					
	館					

2 アリーナ・ホール舞台照明設備使用料

利用区分	分	使用料(30分当たり)	(円)	
アリーナ	全面			6 2 0
	半面			3 1 0
ホール舞台				4 3 0

豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
備考 1~3 略 4 個人利用は、実習室2及び実習室1において利用日当日 に専用利用がない場合に限るものとする。 5~7 略 8 選手審判控室兼学習室の学習室としての利用は、選手審 判控室としての専用利用がないときに限るものとする。そ の場合の使用料は無料とする。 9 ピアノ使用料は、午前、午後又は夜間を各1回とし、全 日3回とする。陶芸窯使用料は焼成開始から終了までを1 回とする。	備考 1~3 略 4 個人利用は、 <u>選手審判控室、</u> 実習室2 <u>、研修室1・2、視聴覚室</u> 及び実習室1に限るものとする。 5~7 略

社会教育センター所管施設の使用料等の見直しについて(生涯学習課)

1 概要

- ・平成25年4月に実施した「施設に係る使用料の見直し」以降、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。
- ・<u>第6次行政改革大綱には、施設使用料の見直しを行う</u>こととされていることから、町では町が保有する公の施設に係る使用料等の見直しを始め、使用料等の減免制度の見直しや新たな受益者負担について検討を行ってきました。
- ・見直しに際しての基本的な視点を下記の3事項とし、豊山町行政改革推進委員会に報告がされました。

①施設に係る使用料の見直し

②減免等に関する規定等の見直し

③新たな受益者負担

2 使用料等の見直し(案)

・教育委員会で検討した結果、上記の3事項をすべて実施すれば、特に体育協会、文化協会等の負担が大きくなるため、今回は「①施設に係る使用料の見直し」と「③新たな受益者負担」のみを実施します。

■①施設に係る使用料の見直し

(1) アリーナ施設使用料の見直し

・現行のアリーナの使用料(1時間あたり729円)は、<u>近隣自治体の類似施設と比較しても安価である</u>ため、類似規模施設の単価を参考し、「1時間あたり1,200円」に見直します。

【現行】

1時間あたり 729円



1時間あたり1,200円

※全日・全面利用の場合

区分		午前	午後	夜間	全日	延長加算額	
	运 为		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	9:00~21:00	30 分につき
ア	スポーツ	全面	2,540円	3,460円	2,540円	8,750円	480 円
リート	利用	半面	1,270円	1,730円	1,270円	4,370円	240 円
ナ	スポーツ以	外の利用	7,630 円	10,380円	7,630円	26, 270 円	1,420円

		ーツ 全面	3,600円	4,800円	3,600円	14,400 円	600 円
ア	アースポーツ		(+1,060 円)	(+1,340円)	(+1,060円)	(+5,650円)	(+120 円)
IJ	利用	半面	1,800円	2,400 円	1,800円	7,200 円	300 円
]		十山	(+530円)	(+670円)	(+530円)	(+2,830 円)	(+60 円)
ナ	スポーツ以	かの利用	10,800円	14,400 円	10,800円	43, 200 円	1,800円
	ヘゕーノり	スクトマノ不り川	(+3,170 円)	(+4,020 円)	(+3,170 円)	(+16,930円)	(+380 円)

(2) 伊勢山スポーツ広場の施設使用料徴収

・伊勢山スポーツ広場は、<u>豊山グランドの代替施設に近い位置づけである</u>ため、豊山グランドの単価を参考に「1時間あたり100円」の使用料を徴収します。

【現行】

無料

【見直し案】

1時間あたり100円

※予約は2時間単位とします。

(3) 東部・青山ゲートボール場の施設使用料徴収

・東部及び青山ゲートボール場は、<u>志水テニスコートと同様に特定競技の施設である</u>ことから、豊山グランドの単価を参考に「1時間あたり 100円」の使用料を徴収します。

【現行】

【見直し案】

無料

•

1時間あたり100円

※予約は2時間単位とします。

■③新たな受益者負担

(1) 備品(ピアノ、窯)使用料の徴収

・現在無料である備品使用料のうち、「ピアノ」及び「窯」は、<u>購入費と維持管理コストが比較的高い</u>ことから下記のとおり使用料を徴収します。

【現行】

備品名 使用料 ピアノ 無料 窯

【見直し案】

備品名	使用料 (町内)	使用料 (町外)
ピアノ	1,500円 / 1区分	3,000円 / 1区分
窯	1,000円/1回	2,000円/1回

(2) 個人利用制度の見直し

・現行の個人利用は、空いている施設の有効活用の観点で設けられており、複数の利用者が共同で利用することが前提となっていますが、<u>事前予約との整合性を考慮</u>し、下記のとおり見直します。

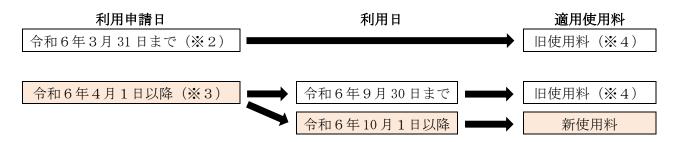
【現行】		_	【見直し案】		
個人利用制度			施設の用途に合わせた制度の見直し		
施設名	使用料		考え方	使用料	
研修室1・2			主な用途が研修や会議のため、	団体・個人問わず当日であっても東京子の人間に体用料	
視聴覚室		7	個人利用制度を廃止し、当日予約可とする。	ても事前予約と同じ使用料 (710円~1,930円)	
実習室1・2	100 円 200 円	7	作業部屋であるため、個人利用 制度を維持する。	変更なし	
選手審判控室(※1)	(町外)		個人利用制度を廃止とする。事 前予約がされていないときは 学習室として開放する。	午前・夜間 300 円 午後 400 円 ※学習室として開放する場合 は無料	

(※1)選手審判控室兼学習室に名称変更

3 実施時期

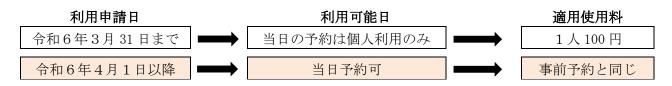
・令和6年10月利用分から実施します。(令和6年4月1日施行)

■アリーナ、伊勢山スポーツ広場、東部・青山ゲートボール場、備品(ピアノ・窯)



- (※2) 大会等で利用日が令和6年10月1日以降であっても旧使用料を適用
- (※3) ゲートボール場は令和6年4月1日から予約が必要
- (※4) 伊勢山スポーツ広場、東部・青山ゲートボール場、備品(ピアノ・窯)の旧使用料は無料

■研修室1・2、視聴覚室



議案第27号

豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(昭和55年豊山町条例第27号)を別添のとおり一部改正することについて、議会に提案することを町長に依頼するため議決を求める。

令和5年9月1日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、ゲートボール場の利用方法並びにスポーツ広場及びゲートボール場の使用料を改正する必要があるからである。

豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(昭和55年豊山町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「のうち、テニスコート、グランド、スポーツ広場」を「(志水ふれあい 広場を除く。)」に改める。

別表第2「1 施設使用料」の表を次のように改める。

1 施設使用料

名称	区分	単位	使用料
伊勢山スポーツ広場	全面	2時間	200円
志水テニスコート	1面	2時間	300円
東部ゲートボール場	全面	2時間	200円
青山ゲートボール場	全面	2時間	200円
豊山グランド	全面	2時間	1,040円

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の規定(別表第2の規定に限る。)は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日以後の使用料のうち、令和6年4月1日前に行う利用の許可に係るものについては、なお従前の例による。

豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新

旧

(利用の許可)

第5条 別表第1に示す屋外スポーツ施設<u>(志水ふれあい広場を除く。)</u>及びその附属設備を利用しようとする者は、その利用にあたって、あらかじめ教育委員会又は指定管理者(以下「指定管理者等」という。)の許可(第7条第2項、第7条の2及び第12条の規定による許可を除き、以下同じ。)を受けなければならない。スポーツ施設等の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 略

別表第2(第7条関係)

1 施設使用料

<u>名称</u>	<u>区分</u>	<u>単位</u>	使用料
伊勢山スポーツ広場	全面	2 時間	200円
志水テニスコート	1面	2 時間	300円
東部ゲートボール場	全面	2 時間	200円
青山ゲートボール場	全面	2 時間	200円
豊山グランド	<u>全面</u>	2 時間	1,040円

(利用の許可)

第5条 別表第1に示す屋外スポーツ施設のうち、テニスコート、グランド、スポーツ広場及びその附属設備を利用しようとする者は、その利用にあたって、あらかじめ教育委員会又は指定管理者(以下「指定管理者等」という。)の許可(第7条第2項、第7条の2及び第12条の規定による許可を除き、以下同じ。)を受けなければならない。スポーツ施設等の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 略

別表第2(第7条関係)

1 施設使用料

<u>名称</u>	区分	<u>単位</u>	使用料
志水テニスコート	1面	2 時間	300円
豊山グランド	全面	2 時間	1,040円